

日本国憲法の基本的人権尊重の基本原理を否定し、「公益及び
公の秩序」条項により基本的人権を制約することに反対する意
見書

2014年（平成26年）2月20日
日本弁護士連合会

はじめに

自由民主党（以下「自民党」という。）が2012年4月27日に決定した日本国憲法改正草案（以下「自民党改正草案」という。）は、日本国憲法の立憲主義に基づく骨格を全く別物に変えてしまうものである。

日本国憲法は、国民が「個人として尊重」（憲法第13条）されることを中核とした立憲主義を基盤として、国民主権、基本的人権尊重、恒久平和主義を基本原理としている。

しかし、自民党改正草案は立憲主義を掘り崩し、基本的人権尊重等の基本原理を否定しようとするものである。

当連合会は、弁護士法第1条に定める「基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」弁護士等からなる団体として、自民党改正草案の重大な問題点について、2013年3月14日、「憲法第96条の発議要件緩和に反対する意見書」を公表したが、今回は「公益及び公の秩序」条項により基本的人権を制約することに強く反対するものであり、以後、順次他の論点についても検討する予定である。

意見の趣旨

自民党改正草案は、日本国憲法の基本的人権の尊重という基本原理と国家社会形成の主体としての「個人」を尊重するという理念を実質的に否定するとともに、人権制約原理として「公益及び公の秩序」条項を導入しようとしており、立憲主義の著しい後退や恒久平和主義の否定などと相まって、基本的人権を有名無実化させるものである。

よって、当連合会は、日本国憲法を改正し、基本的人権尊重の基本原理を実質的に否定し、基本的人権の制約原理を「公共の福祉」条項から「公益及び公の秩序」条項に変えることに、強く反対する。

意見の理由

1 自民党憲法改正草案の基本的問題点

自民党改正草案では、天賦人権説が排斥され、基本的人権の普遍性、永久不可侵性を定めた第97条が削除されて、基本的人権と国家社会形成の主体としての「個人」が否定されるとともに、人権の制約原理として、日本国憲法で規定している「公共の福祉」条項に代わり、「公益及び公の秩序」条項が登場している。

このように基本的人権の保障理念の根本的な改変がなされ、人権制約原理としての「公益及び公の秩序」条項が憲法に導入された場合、日本国憲法の基本構造（骨格）がどのように変容するか、人権制約原理としての「公益及び公の秩序」条項がどのような機能を果たすことになるのか、以下、基本的人権の根本的な性格を改めて確認し、「公益及び公の秩序」条項が唱えられた経緯も踏まえ、自民党改正草案の重大な問題点を検討する。

2 日本国憲法の立憲主義と基本的人権の保障

(1) 戦前、大日本帝国憲法が、神権主義的な君主制をとり、軍国主義の独走を許し、天皇から恩恵的に与えられた「臣民の権利」さえも抑圧されて、アジア・太平洋戦争の破局に至った歴史への反省を踏まえ、日本国憲法は、基本的人権の永久・不可侵性を確認するとともに（第97条）、憲法の最高法規性を確認し（第98条）、天皇・摂政や国会議員、裁判官などの公務員に憲法尊重擁護義務を課し（第99条）、裁判所に違憲立法審査権を付与している（第81条）。

この考え方は、上記戦前の反省の上に、「個人の尊重」原理、すなわち「国家」の前に「個人」があり、「個人の尊重」を実現するために「国家」がある、とする立憲主義を国家形成の基本理念とすることを宣言したものである。

日本国憲法は、「個人の尊重」と「法の支配」を中核とする立憲主義に基づくものであり、全ての人々が個人として尊重されるために、最高法規として国家権力に縛りをかけ、人権保障などをはかるという立憲主義の理念を基盤とした憲法である（注1）。

(2) 日本国憲法は、このような立憲主義に基づく憲法として、自律的な個人がその尊厳を維持するため固有の基本的人権を有するものとし、これを「侵すことのできない永久の権利」として国民に保障した（第11条、第13条、第97条）。

これは、絶対君主制に対する近代市民革命を通じて形成された、人間が生まれながらにして有する前国家的な自然権としての基本的人権の概念であり、権力によって侵すことのできない（不可侵性）、全ての人々が有する（普遍性）人権として観念される（注2）。

このような基本的人権は、大日本帝国憲法における権利が、天皇から与えられた「臣民の権利」に過ぎず、全て「法律の留保」を伴うもの、すなわち「法律の範囲内に於て」保障されたに過ぎず、法律によっていかようにも制限できるとされていたものと、根本的に異なるものである。

3 日本国憲法における人権の内在的制約原理としての「公共の福祉」

(1) 以上のような日本国憲法における基本的人権も、しかしながら、それが無制限だということではない。個人は社会との関係を見無視して生存することはできず、人権も特に他人との関係で制約されることは当然であり、一定の制約を受ける。

日本国憲法は、この点について、「公共の福祉」による制約が存する旨を一般的に定める方式をとっており、第12条（自由・権利の濫用の制限）、第13条（個人の尊重と幸福追求の権利）、第22条第1項（居住・移転・職業選択の自由）、第29条第2項（財産権の内容）に明文の規定が置かれている（注3）。

(2) 人権制約原理としての「公共の福祉」の意味をどう考えるのか、かつて種々の議論があったが、仮に、これが「公の利益」とか「公の秩序」ということを意味するのであれば、「公＝国家」という論理を通じて、基本的人権の保障は有名無実なものとなる。それでは、法律の範囲内でしか認められなかった戦前の「臣民の権利」と大差はなくなる。そこで、戦後の憲法学は、戦前、国家のため、個人（国民）が犠牲を強いられた深刻な反省の下に、お国のために（国家主義）、個人を犠牲にすることは許されない（個人主義、個人の尊重原理）との考えの下、基本的人権が「公共の福祉」によって制約されるのは、「各人は、他人の権利を犠牲にしてまで自己の権利を主張することは許されない」という場合に限られるという解釈を示してきた。

その結果、「公共の福祉」は人権相互の矛盾・衝突を調整するための実質的公平の原理であるとする考え方（注4）が一般的になり、今日では「憲法第12条、第13条は消極的な『自由国家的公共の福祉』、第22条、第29条は積極的・政策的な『社会国家的公共の福祉』という区別をしつつ、ともに人権に論理必然的に内在する制約と考える一元的内在制約説（宮沢説）が通説となっている」とされている（注5）。もっとも、この場合でも「公共の福祉」の具体的内容は人権の種類や性質に従って確定されるべきであるとされ、規制目的や権利の性質を考慮することが求められている（注6）。

(3) 最高裁判所は、かつては「公共の福祉」を人権の外にあって全ての人権を制

約することのできる一般的な原理であるとする解釈を示していたが（一元的外在制約説），学説の批判を受ける中で解釈を変更させてきた。例えば，1966年（昭和41年）10月26日の全通東京中郵便事件判決（大法廷）では，公務員の「全体の奉仕者」論による労働基本権の一律否定を排斥し，制約は労働基本権と国民生活全体の利益を比較衡量し，合理性の認められる必要最小限度のものにとどめなければならないとし，1975年（昭和50年）4月30日の薬局開設の距離制限事件判決（大法廷）では，いわば抽象的に薬局の偏在や濫立により不良医薬品の供給の危険などが高まるとして出店規制を合憲だとした広島高裁判決を破棄し，制限には職業選択の自由の制約と均衡を失しない程度の必要性があり，かつ規制を課する合理的理由が必要だとした。さらに，1984年（昭和59年）12月18日の吉祥寺駅構内ビラ貼り事件判決では，有罪を維持したものの，規制は必要かつ合理的なものであることが必要だとした。

(4) 以上のとおり，現在，「公共の福祉」に人権制約原理として「国家の安全や国家的利益（公益）」，「社会的秩序の維持（公の秩序）」が無条件で入り込むものでないという解釈に，学説上及び判例上異論はない。

4 自民党改正草案における基本的人権尊重の基本原理の否定と立憲主義の変容

(1) 自民党改正草案は，日本国憲法第11条の「この憲法が国民に保障する基本的人権は，侵すことのできない永久の権利として，現在及び将来の国民に与えられる」を，「この憲法が国民に保障する基本的人権は，侵すことのできない永久の権利である。」に改め，第12条では，「この憲法が国民に保障する自由及び権利は，……これを濫用してはならず，自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し，常に公益及び公の秩序に反してはならない。」と規定する。そして他方で，日本国憲法第97条の「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は，人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて，これらの権利は，過去幾多の試練に堪へ，現在及び将来の国民に対し，侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」との規定を削除する。

これらに関して，自民党が2013年10月に発行した「日本国憲法改正草案Q&A（増補版）」（以下「改正草案Q&A」という。）は，自民党改正草案の全体を通じたポイントとして，「日本にふさわしい憲法改正草案とするため，まず，翻訳口調の言い回しや天賦人権説に基づく規定振りを全面的に見直しました」（3頁・Q2）と述べ，さらに，「第3章 国民の権利及び義務」を改正する方針として，「人権規定も，我が国の歴史，文化，伝統を踏まえた

ものであることも必要だと考えます。現行憲法の規定の中には、西欧の天賦人権説に基づいて規定されていると思われるものが散見されることから、こうした規定は改める必要があると考えました」と述べる（13頁・Q14）。

- (2) これは、前国家的な人権という近代的人権思想の否定である。その基本的人権を有する「個人」が国家と約束を取り結んで、自然状態から公共の社会関係に移るという論理を根本に置き、人権思想を支えてきた共通の世界像、「人類普遍の原理」が、ここでは排斥されている。さらに、第13条の「すべて国民は、個人として尊重される」との規定は、「個人」ではなく、「人として尊重される」に改められているが、人権は、「国家」、「地域」、「家族」等共同体の拘束から解放された自由な「個人」を主体とするものだからこそ前国家的な人権なのであって、自民党改正草案は、そのような個人の前国家的な人権と、そのような個人による社会の形成という近代的普遍的原理を否定するものと言わざるを得ない（注7）。このような憲法改正は、近代的普遍的原理を共通の価値観として持つ欧米をはじめとした民主主義国家からの著しい後退であり、基本的人権の普遍性と歴史性（注8）に対する逆行である。

そして重要なことは、このような自民党改正草案における「基本的人権」は、個人が本来的・前国家的に有するものではなく、憲法によって与えられたものとならざるを得ないことである（個人と国家の位置付けの逆転）。したがって、このような人権は、「公益及び公の秩序」という条項やその他の憲法の条項によって原理的に、更に条項を受けた法律の規定によって、いかようにも制限できることになる。

なお、自民党改正草案は、前文において「日本国民は、……和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する。」と記述し、第24条第1項に「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない。」との条項を新設する。「個人」ではなく「家族」という共同体を、社会の構成原理にしようとするものであり、上記に指摘した基本的人権の歴史に逆行しようとするものである。

- (3) また、自民党改正草案は、国家権力を制限して国民の自由と人権を保障するという立憲主義の憲法のあり方を、大きく変えようとしている。

自民党改正草案は、日本国を天皇を戴く国家と規定し（前文第1段）、天皇を元首と定め（第1条）、「日の丸」「君が代」を国旗・国歌と定めて、国民に対する尊重義務を課した上（第3条第1項、第2項）、天皇と摂政を憲法尊重擁護義務から解放する（第102条第2項）反面、国民に対し憲法尊重義務を課する（第102条第1項）など、日本国憲法とは反対の規定を置き、天皇

を中心とした国家体制を構成し、そこでの国民の義務を規定する。

それ以外にも自民党改正草案は、国家権力を名宛人とするのではなく、国民を名宛人として、国民が守るべき義務や心構え等を定める条項を多数盛り込んでいる。例えば、前文第3段（国と郷土を誇りと気概をもって守る）、第3条第2項（国旗及び国歌の尊重）、第9条の3（領土等の保全への協力）、第19条の2（個人情報等の不当取得の禁止等）、第24条第1項（家族の尊重と助け合い）、第25条の2（環境保全への協力）、第92条第2項（地方自治体の負担の分担）、第99条第3項（緊急事態の国等の指示の遵守）、第102条第1項（憲法の尊重義務）などがそれである。

このようにして、自民党改正草案における憲法は、権力を縛るのではなく、国民を縛るためのものという基本的性格を強く持つものとなっており、立憲主義の本質が著しく後退している。

5 「公益及び公の秩序」による基本的人権の著しい制約

- (1) 自民党改正草案の以上のような基本的性格は、基本的人権に関する個別の条項において、現憲法の「公共の福祉」による内在的制約を変えて、「公益及び公の秩序」という極めて強く、広い人権の制約原理を導入している点に表れている。

自民党改正草案において「公益及び公の秩序」の条項は、第12条（国民の責務）、第13条（人としての尊重等）、第21条第2項（表現の自由の制限）、第29条第2項（財産権の内容）に規定されている（注9）。

- (2) 自民党改正草案の「公益及び公の秩序」条項の内容は、2005年4月に発表された自民党新憲法起草委員会小委員会要綱に明らかにされている（注10）。

すなわち、同要綱は、「現行の『公共の福祉』の概念は曖昧である。個人の権利を相互に調整する概念として、または国家の安全と社会秩序を維持する概念として明確に記述すべきである。『公共の福祉』の概念をより明確にするため、『公益』あるいは『公の秩序』などの文言に置き換える」としている。そして、このような考えの下に、自民党が2005年11月に発表した「新憲法草案」においても、「公益及び公の秩序」条項が導入されていた。

このような経過の上で、改正草案Q&A（13頁・Q15）でも、「公益及び公の秩序」による「基本的人権の制約は、人権相互の衝突の場合に限られるものではないことを明らかにしたもの」と説明されている。

- (3) 「公益及び公の秩序」条項は、上記のとおり、人権制約原理として、外在的な国家の安全、国家的利益や社会秩序の維持による制約を認めようとするものであ

る。

人権規定の総則ともいうべき自民党改正草案第12条は「…国民は、これを濫用してはならず、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない」と定める。また、第13条において、「個人として尊重」を前記のとおり「人として尊重」に置き換えることは、自由であり自律的、主体的な社会の構成員たる個人、前国家的な基本的人権の主体である個人を否定するものであり、生命、自由及び幸福追求の権利という一般的・包括的な基本的人権に対しても、「公益及び公の秩序に反しない限り」最大限に尊重されなければならないと規定して、「公共の福祉」にとって代わる人権制約原理としている。ここでは、「公益及び公の秩序」が国民の基本的人権に優先し、基本的人権はこれに反しない限りで認められるにすぎないことになる。

前記のとおり、現在の通説は、「公共の福祉」は、人権相互間の矛盾・衝突を調整する原理であるとする。そして、社会的公共性を有する課題と人権が衝突する場合は「二重の基準論」をもって人権の種類により「厳格審査基準」や「合理性の基準」をもって調整をはかっている（注11）。判例もまた、前記のとおり、基本的人権と国民生活全体の利益や公共施設管理権とが衝突する場面においても、人権の制約は「合理性の認められる必要最小限度」にとどめなければならない、「必要かつ合理的な理由」が認められる場合に限定されること等を明らかにしている。

しかるに、憲法に、自民党改正草案のいう「公益及び公の秩序」条項が導入された場合、上記のような「厳格審査基準」や「合理性の基準」による慎重な審査を受けることなく、国家の安全、国家的利益（公益）や社会秩序の維持（公の秩序）という抽象概念が、その具体的内容が明確でなくても、極めて強く、広い人権制約原理として機能する。

すなわち、「公益及び公の秩序」条項は、単に日本国憲法の「公共の福祉」条項と文言だけが入れ替わるという単純なものではなく、国家の安全、国家的利益や社会秩序の維持という抽象概念による人権制約原理が、基本的人権全般に極めて深刻な影響を及ぼすことになる。

もともと基本的人権の保障は、公益や社会秩序といった体制側とは異なる立場や考え方を持つ少数者の権利の保障として、実質的意義を有するものであり、少数者の地位や思想・良心の自由、言論等の人権を保障することが、民主主義の根幹をなす（注12）。「公益及び公の秩序」による人権の制約は、とりわけそのような少数者の権利とその保障の意義を、極めて危うくするものである。

6 「公益及び公の秩序」条項が導入されることで危惧される事態

(1) 自民党改正草案第9条では、戦力の不保持や交戦権否定を定める第9条第2項が削除され、第9条の2では国防軍（軍隊）を保持することが明記されている。

国防軍（軍隊）は憲法により公の存在になるとともに、第9条の2第3項により国防軍は公の秩序を維持する活動（治安活動）を行うことができると定めていることから、国民の基本的人権は、公の存在となった国防軍（軍隊）との間で厳しい緊張関係を強いられることになり、軍事的公共性の下位に位置付けられる危険が著しく高まる。

(2) また、「第9章 緊急事態」では、内閣総理大臣が緊急事態の宣言を発することができる（第98条）、その場合、何人も緊急事態において行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならないとされている（第99条第3項）。

第99条第3項後段では、緊急事態においても憲法第14条、第18条、第19条、第21条その他の基本的人権に関する規定は、最大限尊重しなければならないと定めている。しかし、緊急事態条項はそもそも国家の目的等のために立憲主義の停止、人権の停止を求めるものであり、その上、緊急事態においてとられる措置は、当然「公益及び公の秩序」に含まれることになることから、国民の基本的人権は国家目的の下位に位置付けられることになる。

そうだとすれば、上記第99条第3項後段の規定は、実質を伴わない単なるリップサービスの意味しかないことになる。

(3) 2013年12月6日に特定秘密の保護に関する法律（以下「特定秘密保護法」という。）が、国民各層の広範な強い反対を無視し、参議院本会議にて強行採決により成立した。2014年には、国家安全保障基本法の制定も企図されている。

特定秘密保護法では、①防衛、②外交、③外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止（スパイ活動防止）、④テロ活動防止、に関する「特定秘密」の漏洩もしくは取得、情報を漏らすように共謀・教唆・扇動する行為が、広く、しかも重く処罰される（懲役10年以下）。外国の利益を図る目的、安全脅威活動、テロ活動などの意味は極めて曖昧であり（法案成立前に、デモで拡声器を使い、大声で反対を訴えることがテロと本質的に同じだとする石破茂自民党幹事長の発言がこれを裏付けている。）、秘密を保持しようとする側の恣意により、いかようにでも秘密の範囲を決められる危険が大きい。

このような状況下で、例えば沖縄返還時の「密約」を暴く、米軍基地の現状や運用を監視する、自衛隊情報保全隊の監視活動をチェックする、福島第一原子力発電所の冷却電源喪失や建屋爆発の原因汚染水流失の現状を調査する、あるいは

デモで原発反対や原発の情報開示を訴えるというようなことは、「特定秘密」を取得し、漏洩を扇動するものとして、逮捕・処罰される危険にさらされる。それ故、当連合会は、同法に強く反対している（注13）。

国家安全保障基本法案は、上記のような秘密保全法制の整備を規定するほか、さらに我が国が集団的自衛権を行使し、また、海外での武力行使も可能とするなど、憲法第9条等に明らかに反する内容になっている。そして、国民に対し、国の安全保障施策に協力する責務を課している。同法案は実質的に憲法第9条、第21条等の改憲を目論むものである。それ故、当連合会は法案の国会提出に強く反対してきた（注14）。このような法制の下では、国民が自衛隊の海外での武力行使に反対し、デモを行い、またマスコミ関係者らが自衛隊の行動を報道しようとしてその情報に接近した際など、広範な行為が特定秘密保護法で逮捕・処罰の対象とされる危険が高まる。

特定秘密保護法が制定され、国家安全保障基本法が制定された上に、憲法に「公益及び公の秩序」条項が導入されれば、人権は二重三重に公益（防衛、外交）、公の秩序（安全脅威活動の防止、テロ活動の防止）の要請により、それらの下位に位置付けられ、基本的人権はないに等しいことになる。

- (4) 自民党改正草案第21条第2項では、民主主義社会の基礎をなす表現の自由（第52回人権擁護大会宣言「表現の自由を確立する宣言～自由で民主的な社会の実現のために～」）も、「公益及び公の秩序」を害する目的がある場合には「認められない」とされている。どのような内容でも取り込める「公益及び公の秩序」という抽象概念によって、まさに自由で民主的な社会の基盤となる表現の自由、言論の自由が崩壊させられることになりかねない。

特定秘密保護法の成立により、主権者たる国民の知る権利、その権利に奉仕する取材・報道の自由が危機に瀕している。国民の自由な言論は、民主主義体制の尺度であり、礎であるが、同法の制定により憲法改正を先取りする形で表現・言論の自由が切り崩されようとしている。

基本的人権の保障は社会的・政治的少数派にとって特に意義を有するものであることは前述のとおりであり、言論・表現の自由は、とりわけこの点において重要な権利であるが、自民党改正草案では、政治的多数者が主張する公益や公の秩序に反するものとして、このような少数派の人権が容易に奪われてしまうことになるであろう。

- (5) ところで、市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下「自由権規約」という。）（1966年12月16日採択、1976年3月23日発効）、欧州人権条約（1950年11月4日署名、1953年9月3日発効）において、「国な

いし公共の安全」，「公の秩序」，「公衆の健康若しくは道徳」などを保護するために必要な場合，法律によって思想，良心及び宗教の自由や表現の自由，集会の自由，結社の自由などの基本的人権を制限できる旨の規定が置かれている（ただし，自由権規約，欧州人権条約とも，拷問の禁止，奴隷及び強制労働の禁止については制約規定は置かれていないことに注意する必要がある。）。

しかしながら，自由権規約や欧州人権条約の前文では，国際連合憲章（1945年6月26日調印，同年10月24日発効）や世界人権宣言（1948年12月10日採択）が宣明した普遍的な人権原則が引用されている。国連憲章や世界人権宣言で宣明した自由，平等などの基本的人権は，人間の固有の尊厳に由来することを確認し（自由権規約），宣言された権利（基本的人権）の普遍的かつ実効的な承認及び遵守をする必要があることを強調している（欧州人権条約）。

こうしてみると，自由権規約や欧州人権条約は，基本的人権の普遍性，不可侵性を当然の前提としているのであり，単に法律で定めれば，「公共の安全」，「公の秩序」などを理由に基本的人権を制約できると考えていないことは明らかである。

事実，自由権規約や欧州人権条約の下で認められる権利制限（人権制約，介入）は，一般に，権利に対する制限が法律で定められていること（合法性の要件），制限は認められた一定の正当な目的達成のためであること（正当性の要件），制限がその目的の達成のため必要な限りにおいてなされること（均衡性の要件）の各要件（特に均衡性の要件）を満たすことが必要だと解釈されている。

均衡性の要件は，社会の一般的利益の要請と個人の人権の保護という要求との間に公正な均衡をはかることが必要であると考えられているためで，言い換えれば民主的社会において必要な制約（介入）かどうかということである。

その見地から，当該介入は「急迫する社会的必要性」に合致していたか（厳格な基準），当該介入は「遂行される正当な目的と釣り合っ」ていたか（国家が主張する目的がどんなに正当であっても，その目的を実現する手段として必要最小限度でなければならない），国内当局が介入を正当化するために主張する理由は「関連性があり十分であるか」の点が慎重に吟味される（注15）。

したがって，単に法律で定めさえすれば，「国ないし公共の安全」，「公の秩序」を理由として権利制限が認められるというものではない。

自民党改正草案において「公益及び公の秩序」条項が導入された経緯やその狙いは，上記5で指摘したとおりであり，自民党改正草案の規定の仕方も総則的规定である第12条を例にとれば「…自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し，常に公益及び公の秩序に反してはならない」とするものである。上記の

3要件を慎重に吟味するという姿勢は微塵もない。

要するに、自民党改正草案の「公益及び公の秩序」条項は、端的に国家の安全、国家的利益（公益）や、社会秩序の維持（公の秩序）を基本的人権よりも上位概念（価値）とするためのものであり、人類普遍の原理である基本的人権尊重原理を頭から否定するものである（改正草案Q&Aの3頁・Q2，13頁・Q14参照）。

これは自由権規約や欧州人権条約の前文（そして同規約や同条約が言及する国連憲章や世界人権宣言）が掲げる基本的人権尊重の思想とは全く相容れないものである。また、欧米で自由権規約や欧州人権条約についてとられている解釈からもかけ離れている。

よって、自由権規約や欧州人権条約に権利制限規定として「国ないし公共の安全」，「公の秩序」条項があるから、日本国憲法にも「公益及び公の秩序」条項を導入できると考えることは間違いであり，許されない。

7 結論

以上のとおり，自民党改正草案は，日本国憲法の基本的人権の尊重という基本原理と国家社会形成の主体としての「個人」を尊重するという理念を実質的に否定するとともに，人権制約原理として「公益及び公の秩序」条項を導入しようとしており，立憲主義の著しい後退や恒久平和主義の否定などと相まって，基本的人権を有名無実化させるものである。

よって，当連合会は，日本国憲法を改正し，基本的人権尊重の基本原理を実質的に否定し，基本的人権の制約原理を「公共の福祉」条項から「公益及び公の秩序」条項に変えることに，強く反対する。

以上

(注1) 第48回人権擁護大会宣言「立憲主義の堅持と日本国憲法の基本原理の尊重を求める宣言」

(注2) 芦部信喜著・高橋和之補訂『憲法(第四版)』78～80頁(岩波書店, 2007年)

(注3) 日本国憲法第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、…これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第22条第1項 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

第29条第2項 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

(注4) 宮沢俊義『憲法Ⅱ(新版)』228頁以下(有斐閣, 1971年), 宮沢俊義著・芦部信喜補訂『全訂日本国憲法』199頁以下(日本評論社, 1978年)

(注5) 辻村みよ子『憲法(第4版)』147頁(日本評論社, 2012年)

(注6) 芦部信喜『憲法学Ⅱ・人権総論』198頁(有斐閣, 1994年)

(注7) 樋口陽一『いま、「憲法改正」をどう考えるか』104頁以下(岩波書店, 2013年)

(注8) 辻村みよ子『人権の普遍性と歴史性—フランス人権宣言と現代憲法—』(創文社, 1992年)

(注9) 日本国憲法改正草案第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、…これを濫用してはならず、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない。

第13条 全て国民は、人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公益及び公の秩序に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限に尊重されなければならない。

第21条第2項 前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない。

※「前項の規定」とは「表現の自由」のことを指す。

第29条第2項 財産権の内容は、公益及び公の秩序に適合するように法律で定める。

※なお、日本国憲法第22条（居住、移転及び職業選択の自由）には「公共の福祉に反しない限り」とあるが、改正草案では除かれている。

(注10) 第48回人権擁護大会シンポジウム第1分科会基調報告書111頁以下

(注11) 辻村みよ子『憲法（第4版）』150頁以下（日本評論社，2012年）

(注12) 奥平康弘ほか編『改憲の何が問題か』206頁〔川岸令和執筆部分〕（岩波書店，2013年），青井未帆『憲法を守るのは誰か』54頁（幻冬社，2013年）

(注13) 「『特定秘密の保護に関する法律案の概要』に対する意見書」（2013年9月12日），「特定秘密保護法案に反対する会長声明」（2013年10月3日），「秘密保護法制定に反対し，情報管理システムの適正化及び更なる情報公開に向けた法改正を求める意見書」（2013年10月23日），「特定秘密保護法案の閣議決定に対する会長声明」（2013年10月25日），「特定秘密保護法案に反対し，ツワネ原則に則して秘密保全法制の在り方を全面的に再検討することを求める会長声明」（2013年11月15日），「特定秘密保護法案の衆議院での採決強行に対する会長声明」（2013年11月26日），「特定秘密保護法案について改めて廃案を求める会長声明」（2013年12月3日）参照

(注14) 「集団的自衛権行使の容認及び国家安全保障基本法案の国会提出に反対する意見書」（2013年3月14日）

(注15) 戸波江二ほか『ヨーロッパ人権裁判所の判例』25頁以下（信山社，2008年）参照